

犯罪収益移転防止法

平成20年3月1日施行

マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のため、
本人確認が必要となる事業者が広がります。



**本人確認に
ご協力ください!**

本人確認に必要な書類

●個人の場合の本人確認書類

運転免許証、健康保険証、
国民年金手帳、
住民基本台帳カード(氏名、住居、生年月日の記載のあるもの)、
旅券(パスポート)、外国人登録証明書 等

●法人の場合の本人確認書類

登記事項証明書、印鑑登録証明書 等



本人確認が必要な事業者

金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、
宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、
電話受付代行業者、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、弁護士

本人確認に必要な書類

本人確認の際には、運転免許証などの公的証明書が必要となります。本人確認に利用できる書類の主な例は以下のとおりです。

なお、有効期限のある本人確認書類については、事業者が提示または送付を受ける日において有効なものである必要があります。また、有効期限のない本人確認書類については、事業者が提示または送付を受ける日の前6ヶ月以内に作成されたものに限りします。

● 個人の場合

- ・運転免許証
 - ・健康保険証
 - ・国民年金手帳
 - ・児童扶養手当証書
 - ・母子健康手帳
 - ・住民基本台帳カード(氏名、住居、生年月日の記載のあるもの)
 - ・旅券(パスポート)
 - ・外国人登録証明書
 - ・その他官公庁から発行された書類等で、氏名、住居、生年月日の記載のあるもの(顔写真のあるもの)
- など

● 法人の場合

- ・登記事項証明書
 - ・印鑑登録証明書(名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの)
 - ・その他官公庁から発行された書類等で、名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの
- など

留意事項

本人確認を行う場合において、顧客または取引担当者の住居が本人確認書類と異なる場合には、他の本人確認書類、納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書等(領収日付の押印または発行年月日の記載のあるもので、提示または送付を受ける日の前6ヶ月以内のものに限りします)の提示または送付を受け、現在の住居を確認する必要があります。

！ 虚偽申告の禁止について

顧客および法人取引、代理人取引などで実際に取引を行なっている取引担当者は、事業者が本人確認を行う際に、本人特定事項を偽ってはなりません。本人特定事項を隠ぺいする目的で本人特定事項を偽った場合には、罰則が適用されます。

👏 事業者の免責について

事業者は、顧客および法人取引、代理人取引などで実際に取引を行なっている取引担当者が本人確認に応じないときは、本人確認に応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができます。

本人確認記録および取引記録の作成・保存について

事業者が本人確認を行った場合には、本人確認記録を作成し、7年間保存する必要があります。また、取引に関する記録についても作成し、7年間保存する必要があります。

詳細については、警察庁ホームページをご覧ください。

<http://www.npa.go.jp>

このパンフレットの内容に関するお問い合わせは

TEL.03-3581-0141

警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官
〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

各事業者の方のお問い合わせ先

金融機関等	金融庁総務企画局企画課 TEL.03-3506-6000(代表)
ファイナンスリース事業者	経済産業省商務情報政策局取引信用課 TEL.03-3501-1511(代表) (内線:4191)
クレジットカード事業者	
宅地建物取引業者	宅地建物取引業の免許を受けている国土交通省の各地方整備局もしくは北海道開発局、または都道府県の担当部署
宝石・貴金属等取扱事業者	宝石商 経済産業省製造産業局日用品室 TEL.03-3501-1511(代表) (内線:3891)
	貴金属商 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課 TEL.03-3501-1511(代表) (内線:4701)
	古物商 都道府県警察本部の古物営業担当課
郵便物受取サービス事業者	経済産業省商務情報政策局サービス産業課 TEL.03-3501-1511(代表) (内線:4041)
電話受付代行業者	総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 TEL.03-5253-5111(代表) (内線:4644)

2008年3月1日施行 『犯罪収益移転防止法』

本人確認が必要となる 事業者が広がります。 本人確認にご協力をお願いします。



警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省
厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省

マネー・ローンダリング、テロ資金 供与防止のため、本人確認が必要となる事業者が広がります。

すべての取引の際に本人確認が必要となるのではなく、法令で定められた一定の取引を行う際に本人確認が必要となります。



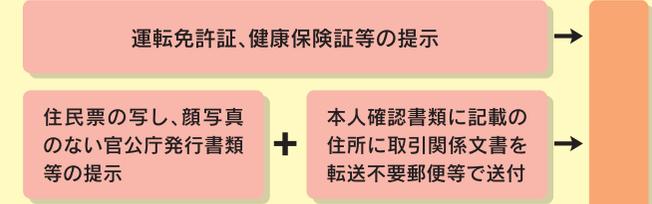
本人確認が必要な事業者	本人確認が必要な取引
金融機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金口座等の開設 ・200万円を超える大口現金取引 ・10万円を超える現金送金 など
ファイナンスリース事業者 <small>※リース会社がすでに保有している物品を顧客に賃貸するものは、法律の対象外です。</small>	1回に支払うリース料が10万円を超えるファイナンスリース契約の締結
クレジットカード事業者	クレジットカード契約の締結
宅地建物取引業者	宅地建物の売買契約の締結またはその代理もしくは媒介
宝石・貴金属等取扱事業者	代金の支払いが現金で200万円を超える宝石・貴金属等の売買契約の締結
郵便物受取サービス業者(私設私書箱)	役務提供契約の締結 <small>※宛先に受取サービス業者であることが容易に判別できる商号等の記載がない郵便物の受取をしない条項を含む契約の締結は除く。 ※現金書留や銀行等から送付される預貯金通帳等と認められるものについては受取をしない条項を含む契約の締結は除く。</small>
電話受付代行業者(電話秘書)	役務提供契約の締結 <small>※電話による連絡を受ける際に代行業者の商号等を明示する条項を含む契約の締結は除く。 ※コールセンター業務等の契約の締結は除く。</small>
司法書士	以下の行為の代理または代行を行うことを内容とする契約の締結 <ul style="list-style-type: none"> ● 宅地または建物の売買に関する行為または手続 ● 会社等の設立または合併等に関する行為または手続 ● 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分 <small>※ 租税、罰金、過料等の納付は除く。 ※ 成年後見人等裁判所または主務官庁により選任される者が職務として行なう他人の財産の管理・処分は除く。 ※ 任意後見契約の締結を除く。</small>
行政書士	
公認会計士	
税理士	
弁護士	
	<small>※ 司法書士等の他の士業者の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定めるところによります。</small>

本人確認の方法

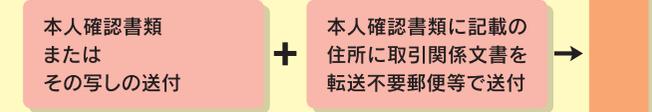
● 個人の場合

顧客の氏名、住居、生年月日の確認を行います。なお、代理人取引の場合には、実際に取引を行っている取引担当者の本人確認も合わせて必要となります。

対面取引では…



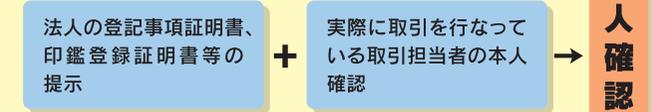
非対面取引(インターネット、郵送等)では…



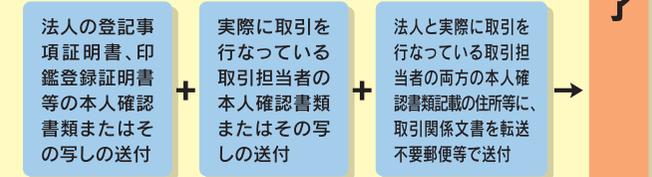
● 法人の場合

法人の名称、本店または主たる事務所の確認を行います。あわせて、実際に取引を行っている取引担当者の本人確認が必要となります。

対面取引では…



非対面取引(インターネット、郵送等)では…



● 日本国内に住居を有しない短期滞在者(観光者など)であって、旅券等で本国における住居を確認することができない場合

[対面取引のみ]

